令和３年６月

島 根 県

**新型コロナウイルス感染症の影響による**

**法人県民税・事業税の申告納付期限の延長について**

法人県民税・事業税（特別法人事業税又は地方法人特別税を含む）について、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告納付することができないやむを得ない理由がある場合には、申請により期限が延長されます。

１　期限までに申告納付することができないやむを得ない理由(例示)

|  |
| --- |
| 次のような事情により、通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと  〇税務代理等を行う税理士（事務所の職員を含みます。）が感染症に感染したこと  〇経理担当部署の社員が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実がある場合など、当該部署を相当の期間、閉鎖しなければならなくなったこと  〇感染症の拡大防止のため多数の株主を招集させないよう定時株主総会の開催時期  を遅らせるといった緊急措置を講じたこと |

※上記以外の理由であっても、感染症の影響を受けて申告納付期限までに申告・納付が困難な場合には、個別に申告・納付期限の延長が認められます。

*※利益の減少等により、著しい損失を受けたため納付が困難な場合はやむを得ない場合には*

*該当しませんので、「徴収の猶予」等について最寄りの県民センター・事務所へご相談く*

*ださい。（詳細は*[*「納税の猶予と減免について」*](https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/nozei/kennzeinoyuuyotogennmenn.html)*のページをご覧ください）*

条例に基づく延長申請と地方税法に基づく延長申請の二通りの方法があります。

申請時期等により、いずれの方法により申請していただいて構いません。

２　申請手続き

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 根拠 | 島根県県税条例 | 地方税法 |
| 関係条項 | 第５条 | ①第72条の25第2項、4項  ②第72条の25第6項、7項 |
| 申請期限 | 申告納付期限後に申請が可能  災害その他やむを得ない理由がやんだ日から10日以内 | 期限前に申請が必要  ①事業年度終了の日から45日以内  ②申告書の提出期限の到来する日の15日前まで  ※関係条項①②と対応 |
| 申請様式 | [条例施行規則第４号様式](https://s-kantan.jp/pref-shimane-d/downloadForm/downloadFormList_detail.action?tempSeq=22) | [地方税法施行規則第13号様式](https://s-kantan.jp/pref-shimane-d/downloadForm/downloadFormList_detail.action?tempSeq=21) |
| 延長期間 | 災害その他やむを得ない理由のやんだ日から２月を超えない日 | 申告書の提出が可能となる日 |
| 複数の都道府県に  申告が必要な法人 | 条例を根拠としているため、都道府県ごとに申告が必要 | 主たる事務所所在地を管轄する都道府県へ提出するのみで足ります。 |
| 対象となる申告等 | 県税にかかる申告、申請等 | 法人事業税  特別法人事業税又は地方法人特別税 |
| 添付書類 | 法人税の期限延長申請書の写しを添付してください。 | |
| その他 | 延長手続きは法人税に準じます。 | |

３　問い合せ先（申告納付期限の延長に関すること）

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 連絡先 |
| 東部県民センター　法人課税課 | （0852）32-5621 |
| 西部県民センター　法人・軽油課税課 | （0855）29-5519 |
| 税務課　課税グループ | （0852）22-5892 |